

Data File

計数編

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)		
現 金	3,108,781	3,286,838
預 け 金	139,143,167	138,586,050
有 価 証 券	119,977,042	120,166,866
国 債	6,736,500	11,052,039
地 方 債	26,260,075	21,182,161
社 債	61,876,109	60,119,350
株 式	824,722	491,296
そ の 他 の 証 券	24,279,634	27,322,019
貸 出 金	218,252,230	220,418,006
割 引 手 形	177,240	201,178
手 形 貸 付	7,983,790	8,817,213
証 書 貸 付	208,576,682	209,667,721
当 座 貸 越	1,514,517	1,731,894
そ の 他 資 産	3,393,514	3,522,227
未 決 済 為 替 貸	235,350	214,507
信 金 中 金 出 資 金	2,557,400	2,557,400
前 払 費 用	5,204	4,909
未 収 収 益	456,019	552,749
そ の 他 の 資 産	139,539	192,659
有 形 固 定 資 産	12,932,903	12,889,504
建 物	3,200,404	5,294,357
土 地	7,105,147	7,105,147
リ ー ス 資 産	3,622	2,380
建 設 仮 勘 定	2,167,110	7,920
その他の有形固定資産	456,619	479,700
無 形 固 定 資 産	232,962	223,618
ソ フ ト ウ ェ ア	88,458	71,114
その他の無形固定資産	144,504	152,504
前 払 年 金 費 用	87,061	139,025
債 務 保 証 見 返	406,324	444,166
貸 倒 引 当 金	▲1,361,580	▲1,079,208
(うち個別貸倒引当金)	(▲518,566)	(▲328,889)
資 産 の 部 合 計	496,172,408	498,597,097

預け金

信金中央金庫などに預けた資金です。

有価証券

余裕資金として受取利息・配当金を目的に運用されているものです。

未決済為替貸

他金融機関からの振込を昭和信用金庫が立替払いしてお客さまに振り替えた資金などです。

建設仮勘定

有形固定資産の建設や製作において、建設事業のために供した支出や建設目的で充当した材料の経費です。有形固定資産が完成し、事業での使用を開始した際に本勘定に振り替えられます。

貸倒引当金

貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失への備えとして積み立てたものです。個別貸倒引当金は、個別債権ごとに回収可能性を検討し引当計上しています。一般貸倒引当金は貸倒実績率に基づき計上しています。

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預 金 積 金	465,138,422	469,991,151
当 座 預 金	6,497,097	5,427,320
普 通 預 金	232,690,929	239,130,510
貯 蓄 預 金	1,493,782	1,365,291
通 知 預 金	583,777	382,903
定 期 預 金	211,825,254	211,185,505
定 期 積 金	10,291,406	9,656,894
そ の 他 の 預 金	1,756,176	2,842,725
借 用 金	3,522,870	3,318,324
借 入 金	3,522,870	3,318,324
そ の 他 負 債	1,303,582	1,097,010
未 決 済 為 替 借	338,437	213,016
未 払 費 用	158,511	277,917
給 付 補 填 備 金	4,675	4,507
未 払 法 人 税 等	202,537	207,697
前 受 収 益	80,242	125,926
払 戻 未 済 金	18,082	15,767
職 員 預 り 金	3,949	3,960
リ ー ス 債 務	3,984	2,618
資 産 除 去 債 務	43,927	42,005
そ の 他 の 負 債	449,233	203,592
賞 与 引 当 金	67,315	85,383
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	83,753	104,087
睡眠預金払戻損失引当金	43,202	50,085
偶 発 損 失 引 当 金	92,416	77,584
繰 延 税 金 負 債	203,243	88,675
再評価に係る繰延税金負債	652,568	669,121
債 務 保 証	406,324	444,166
負 債 の 部 合 計	471,513,699	475,925,590
(純資産の部)		
出 資 金	1,245,606	1,229,549
普 通 出 資 金	1,245,606	1,229,549
利 益 剰 余 金	24,719,484	25,890,117
利 益 準 備 金	1,264,359	1,245,606
そ の 他 利 益 剰 余 金	23,455,125	24,644,510
特 別 積 立 金	21,589,369	22,564,514
(うち固定資産圧縮積立金)	(884,369)	(849,514)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,865,755	2,079,996
処 分 未 済 持 分	▲38,497	▲24,807
会 員 勘 定 合 計	25,926,593	27,094,859
その他有価証券評価差額金	▲2,946,750	▲6,085,664
土 地 再 評 価 差 額 金	1,678,865	1,662,312
評 価・換 算 差 額 等 合 計	▲1,267,885	▲4,423,352
純 資 産 の 部 合 計	24,658,708	22,671,507
負債及び純資産の部合計	496,172,408	498,597,097

未決済為替借

お客さまから振込依頼を受けた時に相手金融機関に支払うまでの間、未払の為替資金を留保しているものなどです。

給付補填備金

お預かりした定期積金に発生した利息相当分の所要額を留保しているものです。

睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、ご預金者からの払戻請求に備えて計上しているものです。

繰延税金負債

税効果会計により、将来支払いが見込まれる税金の額として計上しているものです。

債務保証

お客さまが当金庫以外の資金を利用した時に、当金庫が保証している金額です。

純資産

会員の皆さまから受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益から成り立っているもので、一般的に「自己資本」に該当するものです。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立可能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は952百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、退職給付債務等の内容については、以下のとおりであります。
①退職給付債務 1,396百万円
②年金資産 1,781百万円
③未認識過去勤務債務 ー百万円
④未認識数理計算上の差異 ▲245百万円
⑤退職給付引当金 ー百万円
⑥前払年金費用 139百万円
数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により投分した額を翌期から費用処理しております。
未認識過去勤務債務については、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額を発生年度から費用処理しております。
退職給付債務等の計算基礎については、以下のとおりであります。
①割引率 1.00%
②期待運用収益率 0.50%
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 ▲21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月末) 0.1510%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償

却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金30百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 金融商品会計基準の特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。貸出金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っております。金利スワップ取引の目的と範囲を限定し、投機目的やトレーディング目的のために、これを利用しない方針であります。金利スワップについては特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
- 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,079百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における個別貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 ー百万円(繰延税金負債相殺前 336百万円)

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2,070百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,535百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または質貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	294百万円
危険債権額	3,393百万円
三月以上延滞債権額	8百万円
貸出条件緩和債権額	1,697百万円
合計額	5,394百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は201百万円であります。

23. 為替決済取引、借入金、歳入代理店収納金等の取引の担保として、預け金9,000百万円及び有価証券300百万円を差し入れております。
その他の資産のうち保証金は24百万円であります。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,308百万円
25. 出資1口当たりの純資産額 3,763円71銭
26. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクにさらされております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクにさらされております。
デリバティブ取引は、ALMの一環で行っている金利スワップ取引です。
当金庫では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資規程及び各種貸出権限規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理課が金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスクに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的にはリスク管理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会、常務会の監督の下、資金運用基準・余資運用細則に従い行われております。
このうち、資金運用課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は経営企画課を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施されております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変

動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、7,164百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、現金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコモディティ・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	138,586	137,887	▲698
(2) 有価証券	120,166	118,931	▲1,235
満期保有目的の債券	22,423	21,187	▲1,235
その他有価証券	97,743	97,743	—
(3) 貸出金(*1)	220,418		
貸倒引当金(*2)	▲1,079		
合 計	219,338	219,703	364
金融資産計	478,091	476,522	▲1,569
(1) 預金積金(*1)	469,991	469,879	▲111
(2) 借入金(*1)	3,318	3,048	▲270
金融負債計	473,309	472,927	▲381

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TONA、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、SWAP)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	15
信金中金出資金(*)	2,557
合 計	2,572

(*) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*)	78,486	46,100	12,000	2,000
有価証券	10,377	32,464	43,007	39,750
満期保有目的の債券	716	4,939	10,739	6,048
その他有価証券のうち満期があるもの	9,660	27,525	32,267	33,702
貸出金(*)	32,069	66,561	43,405	52,525
合 計	120,932	145,126	98,413	94,276

(*) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及び預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	457,709	12,270	4	7
借入金	142	746	917	1,511
合 計	457,852	13,016	921	1,519

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

(単位:百万円)				
満期保有目的の債券	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,978	4,786	▲192
	地方債	8,044	7,611	▲432
	社債	—	—	—
	その他	9,400	8,789	▲610
	小 計	22,423	21,187	▲1,235
合 計		22,423	21,187	▲1,235

(単位:百万円)				
その他有価証券	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計上額が取得原価を超えるもの	株式	364	164	199
	債券	3,644	3,643	0
	国債	—	—	—
	地方債	1,700	1,699	0
	社債	1,944	1,943	0
	その他	—	—	—
	小 計	4,009	3,808	200
貸 借 対 照 表 計上額が取得原価を超えないもの	株式	111	128	▲16
	債券	75,685	81,002	▲5,317
	国債	6,073	7,435	▲1,362
	地方債	11,437	12,345	▲908
	社債	58,174	61,221	▲3,046
	その他	17,922	19,014	▲1,092
	小 計	93,719	100,145	▲6,426
合 計		97,728	103,954	▲6,225

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	237	132	▲50
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	331	—	▲29
合 計	568	132	▲80

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は29,229百万円あります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが6,043百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(原則として年一回)あらかじめ定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	241百万円
その他有価証券評価差額金	1,844
財務不計上未収利息	58
固定資産減損損失	93
役員退職慰労引当金	29
減価償却超過額	12
賞与引当金等	27
偶発損失引当金	22
未払事業税	17
資産除去債務	12
睡眠預金払戻損失引当金	14
その他	12
繰延税金資産小計	2,385
評価性引当額	▲2,049
繰延税金資産合計	336
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	53
固定資産圧縮積立金	330
その他	38
繰延税金負債合計	424
繰延税金負債の純額	88百万円

(*) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.99%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.70%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は4百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3百万円増加し、法人税等調整額は1百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は16百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	5,135,955	5,975,911
資 金 運 用 収 益	4,609,235	4,837,788
貸 出 金 利 息	2,913,251	3,182,119
預 け 金 利 息	226,288	335,486
有 価 証 券 利 息 配 当 金	967,445	1,061,566
そ の 他 の 受 入 利 息	502,249	258,616
役 務 取 引 等 収 益	472,195	600,054
受 入 為 替 手 数 料	188,909	195,235
そ の 他 の 役 務 収 益	283,286	404,819
そ の 他 業 務 収 益	6,279	18,650
そ の 他 の 業 務 収 益	6,279	18,650
そ の 他 経 常 収 益	48,244	519,417
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	279,335
償 却 債 権 取 立 益	23,718	72,396
株 式 等 売 却 益	—	132,800
そ の 他 の 経 常 収 益	24,526	34,885
経 常 費 用	4,031,992	4,891,406
資 金 調 達 費 用	106,458	355,594
預 金 利 息	82,603	335,975
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	699	1,210
借 用 金 利 息	23,126	18,388
そ の 他 の 支 払 利 息	29	19
役 務 取 引 等 費 用	177,063	184,215
支 払 為 替 手 数 料	49,479	49,770
そ の 他 の 役 務 費 用	127,583	134,445
そ の 他 業 務 費 用	3,040	32,429
国 債 等 債 券 売 却 損	—	29,663
そ の 他 の 業 務 費 用	3,040	2,765
経 費	3,715,833	4,242,695
人 件 費	2,119,642	2,207,020
物 件 費	1,387,243	1,616,594
税 金	208,947	419,080
そ の 他 経 常 費 用	29,596	76,472
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,054	—
株 式 等 売 却 損	—	50,717
そ の 他 の 経 常 費 用	26,541	25,754
経 常 利 益	1,103,962	1,084,504
特 別 利 益	—	504,508
固 定 資 産 処 分 益	—	504,508
特 別 損 失	4,230	63,820
固 定 資 産 処 分 損	4,230	63,820
税 引 前 当 期 純 利 益	1,099,732	1,525,192
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	232,792	237,894
法 人 税 等 調 整 額	3,845	92,611
法 人 税 等 合 計	236,637	330,506
当 期 純 利 益	863,095	1,194,685
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	967,805	850,455
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	34,855	34,855
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,865,755	2,079,996

資金運用収益

貸出金や有価証券などで資金の運用を行い得られた利息等の収益です。

役務取引等収益

振込などの各種サービスのご提供により受け入れた手数料等の収益です。

資金調達費用

資金を調達するために支払った費用でお預かりしているご預金などの利息です。
この利息には期間中に支払った利息のほか、決算時点で未払いの利息も含まれます。

役務取引等費用

為替の取次手数料や債務保証を受けた場合の保証料などの支払いです。

法人税等調整額

税効果会計に係る繰延税金資産を加減する勘定です。

損益計算書注記

- 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.出資1口当たり当期純利益金額 198円02銭
- 3.収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	保険販売手数料等の保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,865,755,642	2,079,996,487
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	967,805,038	850,455,088
当 期 純 利 益	863,095,043	1,194,685,838
固定資産圧縮積立金取崩額	34,855,561	34,855,561
利 益 準 備 金 取 崩 額	18,752,600	16,057,200
剰 余 金 処 分 額	1,034,053,154	1,033,929,324
普通出資に対する配当金 (配 当 率)	24,053,154 (年2%)	23,929,324 (年2%)
特 別 積 立 金	1,000,000,000	1,000,000,000
100周年記念行事積立金	10,000,000	10,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	850,455,088	1,062,124,363

令和6年6月26日開催の第91期通常総代会及び、令和7年6月26日開催の第92期通常総代会で承認を得た、令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認書の謄本

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月27日

昭和信用金庫 理事長 寄元 正則

主要経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(千円)	4,617,082	4,848,167	5,219,502	5,135,955	5,975,911
経常費用(千円)	4,332,501	3,992,174	4,079,358	4,031,992	4,891,406
経常利益(千円)	284,580	855,993	1,140,143	1,103,962	1,084,504
当期純利益(千円)	1,824,617	700,173	1,029,643	863,095	1,194,685
総資産額(百万円)	477,757	493,821	492,390	496,172	498,597
純資産額(百万円)	25,923	25,666	24,405	24,658	22,671
預金積金残高(百万円)	446,554	457,964	461,521	465,138	469,991
貸出金残高(百万円)	200,264	207,112	216,818	218,252	220,418
有価証券残高(百万円)	117,116	124,327	124,286	119,977	120,166
出資総額(百万円)	1,302	1,284	1,264	1,245	1,229
出資総口数(千口)	6,511	6,421	6,321	6,228	6,147
出資に対する配当金(出資1口200円当たり)(円)	4	4	4	4	4
会員数(人)	22,437	22,251	22,089	21,863	21,886
単体自己資本比率(%)	11.26	10.93	10.72	10.61	11.85
役員数(人)	10	11	10	10	9
うち常勤役員数(人)	7	8	7	7	6
職員数(人)	308	297	279	269	276

経営諸比率

(単位: %)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.22	0.21
総資産当期純利益率	0.17	0.23
預金原価率	0.82	0.99
資金調達原価率	0.82	0.98
資金運用利回	0.96	1.00
総資金利鞘	0.14	0.02
預貸率	期末値	46.92
	期中平均値	47.03
預証率	期末値	25.79
	期中平均値	27.76

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

2. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

3. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

業務粗利益

(単位: 千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	4,502,776	4,482,194
資金運用収益	4,609,235	4,837,788
資金調達費用	106,458	355,594
役務取引等収支	295,132	415,838
役務取引等収益	472,195	600,054
役務取引等費用	177,063	184,215
その他の業務収支	3,239	▲13,778
その他業務収益	6,279	18,650
その他業務費用	3,040	32,429
業務粗利益	4,801,148	4,884,254
業務粗利益率	1.00%	1.01%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

業務純益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
業 務 純 益	1,093,119	661,893
実 質 業 務 純 益	1,106,731	661,893
コ ア 業 務 純 益	1,106,731	691,557
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,106,731	691,557

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

役務取引等収支の内訳

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	472,195	600,054
受 入 為 替 手 数 料	188,909	195,235
そ の 他 の 受 入 手 数 料	283,286	404,819
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	177,063	184,215
支 払 為 替 手 数 料	49,479	49,770
そ の 他 の 支 払 手 数 料	7,301	6,759
その他の役務取引等費用	120,281	127,685

その他の業務収支の内訳

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
そ の 他 業 務 収 益	6,279	18,650
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	6,279	18,650
そ の 他 業 務 費 用	3,040	32,429
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	29,663
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	3,040	2,765

経費の内訳

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
人件費	2,119,642	2,207,020
報酬給料手当	1,749,746	1,836,548
退職給付費用	113,991	96,651
その他	255,904	273,820
物件費	1,387,243	1,616,594
事務費	594,038	596,559
固定資産費	231,661	335,059
事業費	139,170	131,693
人事厚生費	41,699	71,110
減価償却費	315,663	416,953
その他	65,010	65,217
税金	208,947	419,080
合計	3,715,833	4,242,695

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:平均残高= 百万円、利息= 千円)

		令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	平均残高 利息回り	477,615 4,609,235 0.96%	482,207 4,837,788 1.00%
うち貸出金	平均残高 利息回り	216,236 2,913,251 1.34%	218,342 3,182,119 1.45%
うち預け金	平均残高 利息回り	131,832 226,288 0.17%	137,542 335,486 0.24%
うち有価証券	平均残高 利息回り	127,614 967,445 0.75%	123,765 1,061,566 0.85%
資金調達勘定	平均残高 利息回り	463,289 106,458 0.02%	468,008 355,594 0.07%
うち預金積金	平均残高 利息回り	459,688 83,302 0.01%	464,609 337,186 0.07%
うち借入金	平均残高 利息回り	3,595 23,126 0.64%	3,394 18,388 0.54%
資金利鞘		0.94%	0.92%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度318百万円、令和6年度338百万円)を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減額	残高による増減	利率による増減	純増減額
資金運用勘定	▲7,287	134,264	126,977	44,657	183,896	228,553
貸出金	68,047	79,547	147,594	28,619	240,248	268,868
預け金	▲7,012	36,513	29,501	10,185	99,012	109,198
有価証券	▲5,712	43,685	37,972	▲28,035	122,156	94,120
資金調達勘定	▲254	9,872	9,617	1,095	248,040	249,135
預金積金	203	4,980	5,183	901	252,981	253,883
借入金	▲2,674	7,108	4,434	▲1,239	▲3,498	▲4,738

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高及び利率による増減の割合に応じて按分をしております。

預金科目別残高・構成比

(単位:百万円、カッコ内=構成比・%)

	令和5年度末		令和6年度末	
当座預金	6,497	(1.39)	5,427	(1.15)
普通預金	232,690	(50.02)	239,130	(50.87)
貯蓄預金	1,493	(0.32)	1,365	(0.29)
通知預金	583	(0.12)	382	(0.08)
定期預金	211,825	(45.54)	211,185	(44.93)
定期積金	10,291	(2.21)	9,656	(2.05)
その他の預金	1,756	(0.37)	2,842	(0.60)
合 計	465,138	(100.00)	469,991	(100.00)

預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	234,871	240,147
うち有利息預金	209,539	214,571
定期性預金	223,452	223,033
うち固定金利定期預金	223,452	223,026
うち変動金利定期預金	—	6
その他の	1,364	1,428
小 計	459,688	464,609
譲渡性預金	—	—
合 計	459,688	464,609

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. その他=別段預金+納税準備預金

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
定期預金	211,825	211,185
うち固定金利定期預金	211,825	211,174
うち変動金利定期預金	—	11

自由金利型定期預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
自由金利型定期預金	211,804	211,165
市場金利連動型定期預金	—	—

財形貯蓄預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
財 形 貯 蓄 預 金	7	7

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
個 人	359,094	361,594
一 般 法 人	90,672	90,937
金 融 機 関	5,756	6,430
公 金	9,615	11,027
合 計	465,138	469,991

貸出金科目別平均残高・構成比

(単位:百万円、カッコ内= 構成比・%)

	令和5年度	令和6年度
割 引 手 形	182 (0.08)	156 (0.07)
手 形 貸 付	7,481 (3.45)	8,869 (4.06)
証 書 貸 付	207,246 (95.84)	207,910 (95.22)
当 座 貸 越	1,325 (0.61)	1,406 (0.64)
合 計	216,236 (100.00)	218,342 (100.00)

金利区分別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
貸 出 金	218,252	220,418
う ち 変 動 金 利	160,547	165,044
う ち 固 定 金 利	57,704	55,373

貸出金使途別残高・構成比

(単位:百万円、カッコ内= 構成比・%)

	令和5年度末	令和6年度末
設 備 資 金	159,665 (73.15)	164,395 (74.58)
運 転 資 金	58,586 (26.84)	56,022 (25.41)
合 計	218,252 (100.00)	220,418 (100.00)

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
信 金 中 央 金 庫	65	53
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	54	48
独立行政法人福祉医療機構	11	10
合 計	131	112

個人消費資金・個人住宅資金残高・構成比

(単位:百万円、カッコ内= 構成比・%)

	令和5年度末	令和6年度末
個 人 消 費 資 金	2,721 (7.73)	3,008 (8.95)
個 人 住 宅 資 金	32,447 (92.26)	30,603 (91.04)
合 計	35,169 (100.00)	33,612 (100.00)

貸出金残高・債務保証見返額担保別内訳

(単位:百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
当金庫預金積金	1,315	1,156	329	380
有価証券	—	—	—	—
動産	512	466	—	—
不動産	140,309	143,722	76	63
その他の他	—	—	—	—
小計	142,136	145,345	406	444
信用保証協会・信用保険	42,178	39,407	—	—
保証	10,567	10,748	—	—
信用	23,369	24,916	—	—
合計	218,252	220,418	406	444

業種別貸出金残高・構成比

(単位:百万円、構成比= %)

業種区分	令和5年度末			令和6年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	128	2,876	1.31	125	2,598	1.17
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	416	9,925	4.54	419	10,251	4.65
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	51	873	0.39	56	903	0.40
運輸業、郵便業	40	1,368	0.62	38	1,458	0.66
卸売業、小売業	605	14,696	6.73	587	13,058	5.92
金融業、保険業	7	2,076	0.95	7	2,050	0.93
不動産業	1,188	108,876	49.88	1,185	117,140	53.14
物品賃貸業	4	135	0.06	4	139	0.06
学術研究、専門・技術サービス業	217	2,662	1.21	223	2,469	1.12
宿泊業	10	2,214	1.01	10	2,105	0.95
飲食業	785	9,209	4.21	785	7,893	3.58
生活関連サービス業、娯楽業	365	4,194	1.92	361	4,129	1.87
教育、学習支援業	46	1,977	0.90	46	1,803	0.81
医療、福祉	177	4,422	2.02	184	4,764	2.16
その他のサービス	725	13,842	6.34	707	12,508	5.67
小計	4,764	179,352	82.17	4,737	183,276	83.14
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	3,641	38,899	17.82	3,530	37,141	16.85
合計	8,405	218,252	100.00	8,267	220,418	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	829	843	—	829	843	843	750	—	843	750
個別貸倒引当金	533	518	4	529	518	518	328	3	515	328
合計	1,363	1,361	4	1,358	1,361	1,361	1,079	3	1,358	1,079

(注) 1. 一般貸倒引当金は、将来の貸倒損失に備えて引当てているもので、過去の貸倒実績率を基準に計上しています。

2. 個別貸倒引当金は、回収に懸念がある貸出金に対し、貸倒見込額を個別に引当てているものです。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	105	294
危険債権	3,588	3,393
要管理債権	2,001	1,706
三月以上延滞債権	40	8
貸出条件緩和債権	1,961	1,697
小計 (A)	5,695	5,394
保全額 (B)	5,161	5,118
個別貸倒引当金 (C)	518	328
一般貸倒引当金 (D)	411	271
担保・保証等 (E)	4,231	4,518
保全率 (B) / (A) (%)	90.62	94.89
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	63.53	68.58
正常債権 (F)	213,082	215,461
総与信残高 (A) + (F)	218,777	220,855

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,330	1,338	8	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	700	700	0	—	—	—
	小計	2,030	2,039	8	—	—	—
時価が 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—	4,978	4,786	▲192
	地方債	7,430	7,289	▲140	8,044	7,611	▲432
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	7,300	6,976	▲323	9,400	8,789	▲610
	小計	14,730	14,266	▲464	22,423	21,187	▲1,235
合 計		16,760	16,305	▲455	22,423	21,187	▲1,235

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を を超えるもの	株式	634	246	387	364	164	199
	債券	25,480	25,380	99	3,644	3,643	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	11,632	11,598	33	1,700	1,699	0
	社債	13,847	13,782	65	1,944	1,943	0
	その他	4,011	4,000	11	—	—	—
小計		30,125	29,627	498	4,009	3,808	200
貸借対照表計上額 が取得原価を を超えないもの	株式	175	202	▲27	111	128	▲16
	債券	60,631	63,167	▲2,535	75,685	81,002	▲5,317
	国債	6,736	7,431	▲695	6,073	7,435	▲1,362
	地方債	5,866	6,182	▲315	11,437	12,345	▲908
	社債	48,028	49,553	▲1,525	58,174	61,221	▲3,046
	その他	12,268	13,083	▲815	17,922	19,014	▲1,092
小計		73,075	76,453	▲3,378	93,719	100,145	▲6,426
合 計		103,200	106,080	▲2,879	97,728	103,954	▲6,225

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。

3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません。

5. 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	15	15

有価証券種類別残高

(単位:百万円、カッコ内= 構成比・%)

	令和5年度				令和6年度			
	期中平均残高		期末残高		期中平均残高		期末残高	
国債	7,911	(6.19)	6,736	(5.61)	8,392	(6.78)	11,052	(9.19)
地方債	31,050	(24.33)	22,260	(18.55)	23,467	(18.96)	21,182	(17.62)
社債	64,588	(50.61)	61,876	(51.57)	64,229	(51.89)	60,119	(50.02)
株式	465	(0.36)	824	(0.68)	346	(0.28)	491	(0.40)
外国証券	22,721	(17.80)	23,465	(19.55)	26,517	(21.42)	26,837	(22.33)
その他の証券	876	(0.68)	814	(0.67)	811	(0.65)	484	(0.40)
合計	127,614	(100.00)	119,977	(100.00)	123,765	(100.00)	120,166	(100.00)

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	-	6,736	-	6,736	-	-	-	11,052	-	11,052
地方債	7,904	7,874	6,125	4,355	-	26,260	5,149	4,397	6,745	4,890	-	21,182
社債	4,882	22,075	22,624	12,292	-	61,876	5,189	21,783	21,817	11,328	-	60,119
外国証券	-	3,353	10,388	9,722	-	23,465	-	4,993	12,589	9,254	-	26,837
その他の証券	-	814	-	-	824	1,639	-	484	-	-	491	975
合計	12,786	34,118	39,139	33,107	824	119,977	10,338	31,658	41,152	36,524	491	120,166

金銭の信託 該当ございません。

デリバティブ取引

(単位:百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	契約額等	契約額等の 内1年超の もの	時価	評価損益	契約額等	契約額等の 内1年超の もの	時価	評価損益
金利スワップ (受取固定・支払変動)	70	70	▲0	▲0	67	67	1	1

(注) 1. デリバティブ取引は、金融商品会計基準及び実務指針に規定する繰延ヘッジを適用しております。
2. 時価の算定方法は、取引相手先が合理的に算出した価格を時価としております。

公共債引受額 該当ございません。

公共債窓口販売実績

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
合計	8	23

公共債ディーリング実績 該当ございません。 商品有価証券 該当ございません。

関連会社 該当ございません。

〈報酬体系について〉

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a.決定方法
- b.支払手段
- c.決定時期と支払時期

(2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	155

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」134百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況について (バーゼルⅢ 第3の柱に基づく情報開示)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項	目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		25,902	27,095
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,245	1,229
うち、利益剰余金の額		24,719	25,890
うち、外部流出予定額(▲)		24	23
うち、上記以外に該当するものの額		▲38	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		843	750
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		843	750
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	26,745	27,846
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		232	223
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		232	223
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		62	139
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	295	362
自己資本			
自己資本の額 [(イ)－(ロ)]	(ハ)	26,449	27,483
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		240,249	224,171
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		8,887	7,596
信用リスク・アセット調整額		—	—
フロア調整額			—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	249,137	231,768
自己資本比率			
自己資本比率 [(ハ)／(ニ)]		10.61%	11.85%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	240,249	9,609	224,171	8,966
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	236,359	9,454	220,660	8,826
ソブリン向け	564	22	746	29
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,495	1,299	39,025	1,561
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			4,188	167
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	80,578	3,223	45,766	1,830
中小企業等向け及び個人向け	28,134	1,125		
中堅中小企業等向け及び個人向け			19,564	782
トランザクター向け			143	5
抵当権付住宅ローン	3,995	159		
不動産取得等事業向け	47,903	1,916		
不動産関連向け			83,651	3,346
自己居住用不動産等向け			8,383	335
賃貸用不動産向け			40,943	1,637
事業用不動産関連向け			33,503	1,340
その他不動産関連向け			822	32
A D C 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			9,047	361
三月以上延滞等	39	1		
延滞等向け			5,217	208
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			240	9
信用保証協会等による保証付	1,323	52	1,418	56
出資等	432	17		
出資等のエクスポージャー	432	17		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			277	11
上記以外	40,891	1,635	15,702	628
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,588	103	2,588	103
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	38,302	1,532	13,113	524

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,839	153	3,338	133
ルック・スルー方式	3,839	153	3,338	133
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引			42	1
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	49	1	129	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	8,887	355	7,596	303
B			5,064	
B			607	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	249,137	9,965	231,768	9,270

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和5年度計数)。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
9. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上 延滞エク スポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
国	内	475,282	479,645	218,782	223,539	97,647	97,842	-	-	73	5,405
国	外	18,083	22,000	-	-	18,083	22,000	-	-	-	-
地 域 別 合 計		493,365	501,646	218,782	223,539	115,731	119,843	-	-	73	5,405
製 造 業		27,320	26,977	2,876	2,665	24,343	24,262	-	-	-	57
農 業、 林 業		-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	401	-	-	-	401	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		12,230	13,018	9,928	10,617	2,302	2,401	-	-	-	355
電気・ガス・熱供給・水道業		999	999	-	-	999	999	-	-	-	-
情 報 通 信 業		1,159	1,205	873	917	201	201	-	-	-	-
運輸業、郵便業		13,651	13,449	1,368	1,496	12,051	11,826	-	-	-	-
卸売業、小売業		19,605	17,566	14,700	13,263	4,904	4,303	-	-	21	996
金融業、保険業		157,985	171,574	2,077	2,052	19,244	31,142	-	-	-	-
不 動 産 業		118,598	133,230	108,938	123,990	9,659	9,239	-	-	20	806
物 品 賃 貸 業		25	157	25	157	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		2,663	3,092	2,663	2,591	-	500	-	-	-	13
宿 泊 業		2,217	2,106	2,217	2,106	-	-	-	-	-	-
飲 食 業		9,210	8,951	9,210	8,951	-	-	-	-	6	1,758
生活関連サービス業、娯楽業		4,190	4,683	4,190	4,683	-	-	-	-	2	254
教育、学習支援業		1,978	1,887	1,978	1,887	-	-	-	-	-	-
医 療、 福 祉		4,424	5,718	4,424	5,718	-	-	-	-	-	72
その他のサービス		14,157	13,609	14,157	13,609	-	-	-	-	0	914
国・地方公共団体等		47,453	37,555	-	0	42,025	34,562	-	-	-	-
個 人		39,150	28,810	39,150	28,810	-	-	-	-	20	175
そ の 他		16,341	16,648	-	18	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		493,365	501,646	218,782	223,539	115,731	119,843	-	-	73	5,405
1 年 以 下		101,504	92,348	14,575	16,969	11,870	9,294	-	-		
1 年 超 3 年 以 下		66,573	73,188	12,730	13,636	15,803	13,462	-	-		
3 年 超 5 年 以 下		35,538	31,109	18,468	16,895	14,065	14,113	-	-		
5 年 超 7 年 以 下		42,146	42,023	19,492	19,491	22,654	17,529	-	-		
7 年 超 10 年 以 下		56,204	47,441	20,938	18,990	23,244	21,432	-	-		
10 年 超		162,275	181,168	132,181	135,156	28,092	44,010	-	-		
期間の定めのないもの		29,123	34,367	397	2,399	-	-	-	-		
残存期間別合計		493,365	501,646	218,782	223,539	115,731	119,843	-	-		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本ディスクロージャー誌41ページをご参照ください。なお、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全額国内向けであり国外向けは該当ございません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	個別貸倒引当金		貸出金償却	個別貸倒引当金		貸出金償却
	期中増減額	期末残高		期中増減額	期末残高	
製 造 業	▲12	52	—	▲3	48	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	▲0	5	—	▲0	5	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	2	187	—	▲21	166	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	▲14	180	—	▲105	75	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	▲0	17	—	▲17	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	1	10	—	▲6	3	—
生活関連サービス業、娯楽業	▲1	49	—	▲35	13	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	9	15	—	▲0	15	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	▲0	—	—	—	—	—
合 計	▲15	518	—	▲189	328	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイトの加重 平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	3,286	—	3,286	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,428	—	15,428	—	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,126	3	22,126	—	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	962	—	962	—	69	7.19
我が国の政府関係機関向け	2,273	5	2,273	—	200	8.80
地方三公社向け	2,387	—	2,387	—	477	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	162,593	—	162,593	—	39,025	24.01
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,050	—	10,050	—	4,188	41.68
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	77,197	1,230	76,203	434	45,766	59.72
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,683	25,134	23,632	479	19,564	81.15
トランザクター向け	—	21,750	—	395	143	36.39
不動産関連向け	128,875	26	127,716	26	83,651	65.49
自己居住用不動産等向け	27,913	21	27,792	21	8,383	30.15
賃貸用不動産向け	63,673	—	63,128	—	40,943	64.86
事業用不動産関連向け	35,914	5	35,424	5	33,503	94.57
その他不動産関連向け	1,373	—	1,370	—	822	60.00
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,047	—	9,047	—	9,047	100.00
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,814	114	3,776	10	5,217	137.76
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	281	—	281	—	240	85.41
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	28,424	—	28,424	—	1,418	5.00
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	277	—	277	—	277	100.00
合 計	481,661	26,513	478,419	951	204,957	42.75

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	3,286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,428	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	22,126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	270	691	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	273	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	2,387	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	145,216	-	7,632	-	-	-	701	-	-	2,115	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	3,521	-	1,708	-	-	-	701	-	-	1,512	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	700	-	12,122	-	-	-	-	-	-	-	-	31,755	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	395	-	-	-	-	
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	395	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	9,910	2,868	25,573	-	4,991	2	1,440	109	7,428	1,853	21	7,172	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	9,910	2,868	4,300	-	-	2	1,440	-	-	1,853	-	-	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	21,273	-	4,991	-	-	109	7,428	-	21	5,801	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,370	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	28,424	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	41,386	31,816	-	169,636	2,868	33,205	-	4,991	2	2,142	109	7,824	35,738	21	7,172	-	

	令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,286	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,428	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,126	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	962	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,273	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,387	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,503	-	3,009	-	-	-	1,001	504	-	-	-	908	-	-	-	162,593	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,503	-	1,103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,050	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	2,104	-	26,973	-	-	2,981	-	-	-	-	-	-	-	-	76,637	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12,656	-	-	-	-	11,060	-	-	-	-	-	-	-	-	24,112	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	395	
不動産関連向け	19,529	3,862	-	-	5,812	34	-	15,017	15,262	-	-	6,849	-	-	-	127,742	
自己居住用不動産等向け	6,969	468	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,813	
賃貸用不動産向け	-	3,393	-	-	-	34	-	15,017	-	-	-	5,055	-	-	-	63,128	
事業用不動産関連向け	12,560	-	-	-	5,812	-	-	-	15,262	-	-	1,793	-	-	-	35,429	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,370	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,047	-	-	-	9,047	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	777	-	-	-	-	2,996	-	-	-	3,787	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	281	-	-	-	-	-	-	-	-	281	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,424	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	277	-	-	277	
合計	21,033	18,622	3,009	26,973	5,812	34	16,102	15,522	15,262	-	-	19,801	277	-	-	479,370	

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告 示 で 定 め る リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	23	71,694
10%	700	15,826
20%	12,518	145,518
35%	—	10,685
50%	47,087	16
70%	—	5,111
75%	—	32,754
100%	5,821	145,397
150%	—	10
250%	—	—
1250%	—	—
その他	—	200
合 計	66,150	427,215

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告 示 で 定 め る リスク・ウェイト 区 分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減 効 果 適 用 前	C C F の 加 重	資 産 の 額 及 び 与 信 相 当 額 の 合 計 額	(CCF/信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資 産 項 目	オフ・バランス 資 産 項 目	平 均 値 (%)	
40%未満	289,388	1,489	11.28	289,243
40%～70%	71,312	20,392	10.02	71,435
75%	17,756	3,190	10.34	16,896
80%	3,009	—	—	3,009
85%	27,535	601	11.50	26,872
90%～100%	21,177	735	58.40	21,111
105%～130%	30,981	—	—	30,785
150%	20,223	104	10.00	19,738
250%	277	—	—	277
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	481,661	26,513	11.50	479,370

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	1,329	3,452	9,804	14,470	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場 株 式 等	809	809	475	475
非 上 場 株 式 等	2,572	2,572	2,572	2,572
合 計	3,382	3,382	3,048	3,048

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却	売却益	売却損	償却
—	—	—	132	50	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	360	182

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,839	6,837
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク						
項 番		△EVE		△NII		
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	7,135	7,164	—	—	
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	—	—	960	1,011	
3	ス テ ィ ー プ 化	5,325	5,403			
4	フ ラ ッ ト 化					
5	短 期 金 利 上 昇					
6	短 期 金 利 低 下					
7	最 大 値	7,135	7,164	960	1,011	
		令和5年度末		令和6年度末		
8	自 己 資 本 の 額	26,449		27,483		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本の充実の状況について (バーゼルⅢ 第3の柱に基づく情報開示)

定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は主に、地域のお客様からの普通出資金及び当金庫が内部留保として積み立てているものによって構成されております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はALM委員会、リスク管理委員会において自己資本の額や収益の増減予測を踏まえた自己資本への影響を定例的に報告・検討しております。令和6年度の自己資本比率は11.85%と国内基準の4.00%を大きく上回っており、経営の健全性を十分に確保していると評価しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務内容の悪化などから保有する資産の価値が減少あるいは消滅し、利息徴求も不能となる等の損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクの一つとの認識の下、「信用リスク管理規程」「信用リスク管理要領」を制定し「クレジットポリシー」「ポートフォリオ管理」の遵守により、リスク管理態勢の強化に取り組んでおります。また、厳格な自己査定を実施するとともに、信用格付制度の導入も行っております。「資産査定の基準書」に基づき貸倒引当金を算定し、その結果については監査法人の監査を受ける等、正確な計上に努めております。信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会の他、理事会、常務会においても報告されております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を使用しております。なお、エクスポーチャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証などを徴求することにより金庫が抱えるリスクを軽減する措置のことです。当金庫では資金使途、返済資源、事業環境、経営者の資質、財務内容等、総合的に与信判断を実施しており、判断結果の補完的措置として位置付けております。

担保や保証が必要と判断した場合には、お客様に十分な説明を行い、ご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫は簡便手法を用いており、自己資本比率算出に際し適用した信用リスク削減手法は適格金融資産担保である自金庫預金積金担保、主要な保証としては政府保証、地方公共団体保証、しんきん保証基金による保証があります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、令和6年度末において該当する取引はございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、保有する債権・不動産等、資産価値を裏付として債券や信託受益権を発行し、発行した債券や信託受益権を第三者に売却することで保有資産を流動化することです。

当金庫は投資家の立場において有価証券投資の一環として証券化商品を購入しております。購入に当たっては格付だけでなく裏付資産の状況、内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、モニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを確認しております。

なお、当金庫では、令和6年度末において該当する取引はございません。

(2) リスク管理体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫では、「資金運用基準・余資運用細則」により、保有する証券化商品について四半期ごと及び適時に証券化商品及びその裏付資産にかかる情報を購入会社等から収集し、内容を確認の上必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行い、担当役員まで報告する旨を定めており、これをリスク管理部署が実施しております。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っております。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

前掲「3.信用リスクに関する事項」のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関を使用しております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクなどの危機管理・業務継続に関わる幅広いリスクに対し、各々リスク管理要領を制定しリスクの極小化、顕在化防止に努めております。オペレーショナル・リスク管理の状況についてはリスク管理委員会の他、理事会、常務会においても報告されております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

8. 出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の出資等エクスポージャーに該当する保有資産は出資金、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託等となっております。株式については1銘柄当りの保有限度額を設定し厳格な管理を行っております。会計処理については当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、将来の金利収益が変動するリスクのことです。

当金庫では、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVE及び期間損益変化の指標である Δ NIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき月次で算出しており、最大損失額のシミュレーションであるVaRと共に、月次のリスク管理委員会において報告されております。当金庫では、統合的リスク管理の枠組みの中で、配賦されたリスク資本の範囲内にVaRを抑えるようモニタリングを行っております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。ヘッジ手段の会計上の取扱いについて、金融商品会計基準の特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

イ. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIならびに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提
金融庁が定める保守的な前提

・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。

・スプレッドに関する前提

リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関や、スプレッドは考慮していません。

・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEは、保有する債券のデュレーションが長期化したことなどに伴い、増加しました。

Δ NIIは、変動金利の貸出金が増加したことに伴い、増加しました。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

令和6年度末における Δ EVEは7,164百万円、 Δ NIIは1,011百万円となっております。現在の市場環境において当金庫が金融仲介機能を安定的に発揮していくために、リスクとリターンのバランスに配慮しつつ、収益を確保してまいります。

Δ EVE及び Δ NIIに関しては、リスク資本配賦額の範囲内に抑えられており、問題ない水準であると認識しています。

ロ. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

・金利ショックに関する説明

過去のストレス事象発生時における金利ショックや、過去一定期間における金利上昇幅を用いております。

・金利リスク計測の前提及びその意味

ストレス・テストにおいて、過去のストレス事象発生時における金利ショックによる損失額をモニタリングしております。また、統合的リスク管理において、過去一定期間における金利上昇幅に基づいた最大損失額のシミュレーションであるVaRをモニタリングしております。

ディスクロージャー開示項目一覧

信用金庫法に基づく開示項目

単体ベースの開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ①事業の組織 23
- ②理事・監事の氏名及び役職名 23
- ③会計監査人の氏名または名称 35
- ④事務所の名称及び所在地 24、58

2. 金庫の主要な事業の内容 25～26

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 13～14
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 36
 - 経常収益 経常利益 当期純利益 出資総額及び
出資総口数 純資産額 総資産額 預金積金残高
貸出金残高 有価証券残高 単体自己資本比率
出資に対する配当金 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、
実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益
(投資信託解約損益を除く。) 36～37
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支、
及びその他業務収支 36～37
 - ウ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利鞘 38
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 39
 - オ. 総資産経常利益率 36
 - カ. 総資産当期純利益率 36
 - ②預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、
譲渡性預金その他の預金の平均残高 39
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 39
 - ③貸出金に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高 40
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 40
 - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 41
 - エ. 用途別の貸出金残高 40
 - オ. 業種別の貸出金残高
及び貸出金の総額に占める割合 41
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 36
 - ④有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 44
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 44
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高 44
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 36

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制 15～16
- ②法令等遵守の体制 17
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取り組みの状況 5～12
- ④金融ADR制度への対応 19

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に 関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 29～35
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④まで
に掲げるものの合計額 42
 - ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - ②危険債権
 - ③三月以上延滞債権 (貸出金のみ)
 - ④貸出条件緩和債権 (貸出金のみ)
 - ⑤正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況 46～56
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、
時価及び評価損益 43～44
 - ①有価証券
 - ②金銭の信託
 - ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 41
- (6) 貸出金償却の額 42
- (7) 会計監査人の監査を受けている旨 35
- (8) 報酬等に関する事項 45

金融再生法に基づく開示項目

- 金融再生法による資産査定状況 42

その他の開示項目

- 総代会の概要 21～22
- 地域貢献 9～10

任意開示項目

- 経営理念、金庫の基本方針 2
- 会員数 2
- 関連会社 44
- 経費の内訳 38
- 預金者別預金残高 40
- 財形貯蓄預金残高 40
- 個人消費資金・個人住宅資金残高 40
- 代理貸付残高の内訳 40
- 公共債引受額 44
- 公共債窓口販売実績 44
- 公共債ディーリング実績 44
- 手数料一覧 27
- 沿革 12
- 金融商品に係る勧誘方針 25
- 個人情報保護体制 18
- マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の
防止への取り組み 17

バーゼルⅢ主要開示項目

- 自己資本の構成に関する開示事項 46
- 定量的開示事項
 - 自己資本の充実度に関する事項 47～48
 - 信用リスクに関する事項 49～53
 - 信用リスク削減手法に関する事項 53
 - 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項 54
 - 証券化エクスポージャーに関する事項 54
 - 出資等エクスポージャーに関する事項 54
 - リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項 54
 - 金利リスクに関する事項 54
- 定性的開示事項 55～56